

私は、大きく4点にわたり花川区長に質問いたします。

まず始めに、老朽インフラの整備・更新、危機管理について伺います。

私は、平成25年9月の第三回定例会での一般質問で、老朽インフラの整備・更新、安全対策について質問いたしました。これは、東京23区内で、年間700件程度起こっている、道路の陥没による事故を未然に防ぐために、緊急輸送道路や区で管理している道路、生活道路、特に通学路や避難路の空洞化調査を予防保全の観点から積極的に行うべきと求めたものであります。北区では、「北区政執行の基本方針についての所信と平成26年度当初予算の大綱について」の中で、「地震・水害に強い安全・安心なまちづくりに全力」で取り組むこととしております。その方針のもと、平成26年度の新規事業として、これまで整備してきた橋梁、トンネル、道路舗装、道路付属物、横断歩道、擁壁などの道路施設、いわゆる道路ストックの点検を行うこととしております。老朽化が進む道路ストックの点検をすることにより、施設の健全性を把握し、それを基に維持補修計画をたて、計画的な補修を実施することは評価できます。従来、北区では、道路監察業務において問題のある個所や、住民からの通報等を受け補修が必要な場合には迅速に対応しております。然しながら、道路ストックの点検が予防保全であるのに対し、道路監察や通報等に対応した補修は事後保全となります。昨年8月、赤羽西の区道で起きた陥没による人身事故のよう

なことが2度と起こらぬように、道路の下の空洞化調査を定期的・継続的に行うべきと考えますが、区の見解を伺います。また、東京23区内では、平成25年に5区が調査済み、平成26年に6区が調査検討中となっております。北区では他区の調査内容を詳細に把握し、研究されていると承知しておりますが、現状での所感をお示しください。

次に、首都直下地震に備え、防災体制の更なる拡充を求め、以下4点の質問をいたします。1点目は、防災訓練の拡充についてです。東日本大震災の発災以降、国、各自治体はもとより、法人、各種団体、個人の防災・減災に対する意識は向上しております。然しながら、パナソニック株式会社が、東京圏、関西圏に居住する1040名を対象に平成25年7月に行った「防災意識に関する調査」では、「大震災がまた近いうちに必ず起こる」と回答した人が半数近い45.8%にのぼる一方で、東日本大震災後の防災意識については、50.2%の人が「大震災直後は意識が高まったが、徐々に薄れている」と回答。「震災をきっかけに防災意識が高まり現在も持続している人はわずか17.4%にとどまっています。発災後の被害を少しでも軽減するには、この「防災意識」の高まりを持続することも大切であり、防災訓練の在り方が重要と捉えております。北区では、平成26年度予算案で、東京23区で初めての「臨時災害FM放送局のシステム設置」が新規事業として行われようとしていることは、大いに評価できます。現在、

区では防災行政無線、ツイッター、メール配信など、様々な手段を用いて区民への災害に関する情報提供のシステムを構築しておりますが、防災意識の高まりを維持するためにも、この「臨時災害FM放送局」を、年間を通じ各種イベントや防災訓練などで積極的に活用すべきと考えますが、区の見解を伺います。また、この「臨時災害FM放送局」が発災後に適切・確実に運用されるように、放送事業者等の協力を得るべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目は、自主防災のために、防災備品の拡充を求めるものであります。北区では、平成23年度に「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」を設置し、その提言や都の公表した新たな被害想定、大震災の教訓等を踏まえ、平成24年改定の「北区地域防災計画」を策定しております。そして、自助、共助、公助の考え方を基本理念に、防災関係機関を含め互いに連携して減災対策に取り組んでおります。災害時には、行政機能が停止する可能性もあり、非常時に地域の力として期待されるのが町会・自治会が母体となる自主防災組織等であります。その自主防災組織の力が非常時に十分に発揮できるようするためには、備品の更新・拡充が欠かせないと思いますが、区はどのような認識を持っているかお聞かせ下さい。

また、炊き出し用バーナーの更新など、自主防災組織の備品更新が適切に行えるよう積極的に関与すべきと考えますが、区の見解を伺います。

区では、自主防災組織育成の観点から、平成23年度から計画的に発電

機の更新を順次行いましたが、この発電機はガソリンを使用したものです。東日本大震災では、被災地のみならず首都圏など他地域にもガソリン不足が広がりました。その原因は、地震により製油所が被害を受けたことによる操業停止や施設の点検、輸送路の寸断、緊急車両への優先供給、消費者の買いだめ等々、複合的な要因があります。首都直下地震が発生したならば、ガソリン不足はより深刻な問題となることが想定できます。

従って、非常時に多角的な燃料を確保する意味で、多くの家庭に常備してある家庭用カセットボンベで発電が出来る、「カセットボンベ式発電機」も防災備品として導入すべきと考えますが、区の見解を伺います。

3点目は、「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」についてです。2月14日から15日にかけて東日本を襲った記録的な大雪は、関東並びに東日本各地に大きな被害をもたらしました。大雪により道路が寸断され、数多くの集落が孤立してしまいました。山梨県では県内に入るほとんどの道路や鉄道の交通網がストップして物流が滞り、食糧不足が深刻化したため、陸上自衛隊に災害派遣要請するなど非常事態となりました。東日本大震災では、物資の流通が滞り2週間以上も水や食料が入手しにくい日々が続きました。災害時の「自助」としての備えを充実することは勿論ですが、公助として出来る備えは積極的に行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

2月4日、北区と群馬県前橋市が、災害発生時に独自では十分な応急措

置が実施できない場合、被災都市の要請に基づいて食料や飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材等の相互支援を遂行することを目的として、「災害時における物資等の支援に関する協定」を締結したことがプレス発表されました。この日、前橋市役所で協定締結式が行われ、花川区長は「『地震・水害に強い安全・安心なまちづくり』に全力で取り組み、区民を守ることを最も重要な政策としている北区政にとって、今回の協定は大変心強く感じております。」と述べられております。北区は他にも、様々な団体や企業等と災害時の協定を結んでおります。その一つに、株式会社ダイエーと締結した「災害時における物資の供給に関する協定」があります。非常時に区民を守るためにも、区内にある他の複数のスーパーやコンビニエンスストアと同様の協定を結ぶべきと考えますが、区の見解を伺います。

4点目に、木密地域の火災発生の備えについて伺います。

現在、東京都では、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である木密地域の改善を加速するため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組んでいます。「木密地域不燃化10プロジェクト」の取組のひとつとして、甚大な被害が想定される木密地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、区と連携しながら従来よりも踏み込んだ整備促進を行うこととしています。北区では、平成24年8月に十条駅西地区が「不燃化特区」

の先行実施地区に選定されており、その後、東京都と共同で作成した整備プログラムに基づき、重層的に各事業を展開するとともに、不燃化特区制度による新たな支援策を活用して、木密地域の不燃化を図っているところです。然しながら、不燃化特区・先行実施地区の十条駅西地区が目標である不燃領域率70%になるとしても、平成32年までの期間は必要です。今後30年間に70%の確率で発生すると予測しているマグニチュード7クラスの都心南部直下地震が発生した場合の被害想定では、東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県の広い範囲で震度6強、東京湾岸の一部で震度7の強い揺れとなり、都区部で木造住宅の倒壊や火災が多発し、最悪のケースで61万棟が全壊・焼失し、火災による死者は全体の7割の1万6千人に及ぶと言われております。従って、建物の耐震化を進めるとともに、火災を起こさないこと、そして、初期消火に資する機材の拡充が必要と考えます。そこで、区内に5,100本程度ある「街路消火器」に加え、木密地域には、地域の求めに応じ重点的に「街路消火器」を設置すべきと考えますが、区の見解を伺います。また、現在、区内の「街路消火器」は、どのような基準で設置されているかをお答えください。

板橋区では、火災及び大地震における初期消火態勢の強化を図るため、出火危険地域に対し、地域構成に応じた消火器を設置するための必要な事項を「板橋区街頭消火器設置要綱」として定めております。例えば、設置基準について、「火災危険度5段階のうち4以上の区域を対象として、6

0 m間隔に設置するものとしております。ただし、区長が必要と認めるときは、その間隔を伸縮することができる」としております。

北区でも、出火危険地域に応じた街路消火器の設置要綱を定めるべきと考えますが、区の見解をお聞かせ下さい。

次に、大きな3点目の質問「空き家対策」について伺います。

居住者がおらず、長年放置されたままの空き家について、周辺の住民からは、街の景観や治安の悪化を懸念する声が年々多く上がってきております。防犯・防災の観点などから、八王子市、川越市、船橋市のように条例を制定し、空き家対策に乗り出す自治体が増えております。北区においても、昨年4月1日より危険な老朽家屋の除却費用の一部を助成することにより、地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故等の防止を図り、区民が安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進することを目的とする「老朽家屋除却支援事業」が行われております。然しながら、本事業では高齢化や経済的な理由により、適正に管理されていない空き家や老朽家屋の適正管理を進める上で十分とは言えないと考えますが、区の見解を伺います。本年2月5日の新聞報道によりますと、文京区は新年度に新たな空き家対策を約1,200万円の予算で導入する予定です。様々な理由により維持管理がされず、地震などの災害時に倒壊のおそれがある危険な空き家について、所有者の同意を得て無償で取り壊し、跡

地を区が無償で借り受けて公共目的で利用する事業です。持主は貸与期間中、固定資産税がかからなくなるため、解体が進みやすくなると文京区はみています。行政が所有者に代わり強制的に解体する条例では、手続きに時間がかかり実行性に乏しいとの認識を示しております。北区は、老朽化した建物や空き家等の適正管理を行うための条例制定を検討しておりますが、具体的な検討内容が示せば、お答えください。また、文京区の新たな空き家対策について、どの様に受け止めているか、区の見解を伺います。

最後に、地域の諸課題として伺います。

先ず、教育委員会部局から平成26年度予算案で、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を盛り上げるため、「(仮称)北区西が丘トレセン通り」のPRが新規事業として示されております。JR赤羽駅から赤羽西を通り、味の素トレーニングセンターへ。そして、JR十条駅を結ぶ約3,200mのルートに「(仮称)北区西が丘トレセン通り」の名称を付け、味の素ナショナルトレーニングセンターをはじめとする、日本を代表する選手の練習施設が設置されている「トップアスリーのまち北区」をPRするためとしています。十条駅・赤羽駅の駅前等にPR広告塔を設置するなどのイメージアップは、積極的に行うべきと考えます。然しながら、この事業は教育委員会部局のみならず、区長部局と連携し全庁的



に、まちづくりを行うべきと考えますが、区の見解を伺います。また、味の素トレーニングセンターは、最寄駅が板橋区にあることから、バス路線の拡充を含めた、交通環境の整備も必要かと考えますが、区の見解を伺います。そして、赤羽スポーツの森公園、味の素トレーニングセンター周辺は、桜並木の名所でもあります。然しながら、歩道は桜の根が成長し、凹凸が激しい個所が随所にあります。区内外の方々に安心して桜並木を散策していただくためにも、周辺の歩道整備を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に十条のまちづくりについて伺います。

本年1月22日付けで、十条駅西口地区市街地再開発準備組合の理事長より花川区長にあてに、「平成25年度の再開発準備組合活動についての報告」がありました。同準備組合が当初予定していた、平成25年度内の本組合設立を延期する旨の報告です。東日本大震災の復興事業の拡大や東京オリンピック・パラリンピック開催が決定するなど、社会経済情勢の変化に伴う工事費の高騰が原因で、当初の事業計画の施設や資金計画の一部見直しが必要とのことでした。この件について、地権者としての区はどのような見解を持っているかをお聞かせ下さい。

十条駅は北区都市計画マスタープラン2010でにぎわいの拠点として位置づけ、十条まちづくり基本構想では、十条駅西口にシンボルとなる

高層タワー型の施設建築物を建設するとしております。防災性を高める都市基盤や災害時の活動拠点、さらに地元町会や地域の方々の交流拠点にもなる広場空間を確保し、土地を有効活用する。そして、地権者である北区は、駅前にてご商売をされている方々を含めた地権者の皆様が、安心して生活が出来るよう最大限の努力をすべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。